課税証明書の郵送請求の方法

1 課税証明交付申請書をご記入ください。

《記入例》

住			所	東京都〇	○区○○22-	- 2			
1 時	月 点 <i>0</i>	月 1 日 点の住所 城陽市○○○11番地の1							
ふ 氏	ŋ	が	な 名	じょうよう 城陽	たろう太郎				
生	年	月	日	明治・大正・	昭和・平成・令	和 40年	1月 12	2 日	
連絡の取れる 0.0 1.00.4 5.07.0									
電	話	番	号	$0\ 3-1\ 2\ 3\ 4-5\ 6\ 7\ 8$					
使	用	目	的	□年金請求 □奨学金関係 □保育所入所 □府営住宅関係 ☑扶養家族認定 □保証人 □融資 □児童(扶養)手当 □その他()					
提 出 先				くわしく書いてください。 XXXX 株式会社					
必	要	年	度	7年度課税分 (6年中所得分)	6 年度課税分 (5 年中所得分)	5 年度課税分 (4 年中所得分)	4 年度課税分 (3 年中所得分)	3 年度課税分 (2 年中所得分)	
通			数	1 枚	枚	枚	枚	枚	

- 2 手数料として1通につき300円必要です。
 - 郵便局で**定額小為替**を必要通数×300円分購入してください。
 - ※定額小為替を購入する際には別途手数料が必要になります。詳しくは郵便局へお問い合わせください。
 - また、定額小為替には氏名などは記入せず、そのままお送りください。

<u>現金・切手での申請は受け付けていません。また、同封していただく定額小為替に</u> よる手数料については、過不足がないようお願いします。 3 返信用の封筒を作成してください。

封筒に城陽市の住民票に記載されている住所、又は城陽市に届出した転出先住所を記入し、 返送用の切手を貼ってください。

- *封筒に記載された住所が前述と異なる場合、記載された住所に送付することはできませんのであらかじめご了承ください。
- *城陽市から転出されている方のうち、現在の住所が城陽市に届出した転出先住所と異なる場合は、住所変更の手続きを行っている運転免許証の両面コピー等、住所の異動の経過が分かる資料を添付してください。詳しくは税務課市民税係にお問い合わせください。
- 4 以上の三点を封入し以下の住所にお送りください。

〒610-0195 城陽市役所税務課市民税係 宛

- *郵便番号と宛名だけで届きます。
- *表面に「課税証明申請書在中」と朱書きしてください。

請求する上での注意点

(1) 現在交付できるのは以下の年度です。

令和7年度 (R6. 1. 1 ~ R6. 12. 31の間の所得)

令和6年度 (R5.1.1~ R5.12.31の間の所得)

令和5年度 (R4. 1. 1 ~ R4. 12. 31の間の所得)

令和4年度 (R3. 1. 1 ~ R3. 12. 31の間の所得)

令和3年度 (R2. 1. 1 ~ R2. 12. 31 の間の所得)

なお、上記の年度につきましても、申告をされていないなどの理由で申請(申告)当日に交付できないことがありますのでご了承ください。

* 令和7年度の証明書は、普通徴収の方については令和7年6月9日以降、給与からの特別 徴収および非課税の方については令和7年6月2日以降の発行となります。

(2) 郵送での代理人申請はできません。

原則、郵送での代理人申請はできません。任意代理人による請求の場合は委任状を作成のうえ窓口までお越しください。

なお、法定代理人(成年後見人、補佐人、不在者財産管理人、相続財産管理人等)による請求の場合は、法定代理人の本人確認のできるもの及び法定代理人であることが証明できる書類の写しを同封してください。

《問い合わせ先》 城陽市役所税務課市民税係 0774-56-4021